

岩手県告示第125号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成30年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市の一部及び紫波町の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年2月5日から同年2月16日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）